◎新潟県告示第179号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成29年2月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 坊金虫川線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市浦川原区虫川字西下倉 1035 番 2 から	新	27.0~87.3メートル	95. 1メートル
同市浦川原区虫川字田ノ平1052番2まで	旧	27.0~63.5メートル	95. 1メートル